

岩手県医療局管理規程第8号

医療局組織規程及び医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局組織規程及び医療局代決専決規程の一部を改正する規程

(医療局組織規程の一部改正)

第1条 医療局組織規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(本庁の分課及びその分掌事務) 第2条 [略] 2 経営管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(18) [略] (19) <u>文書の收受、発送、集配及び整理保存</u> に関すること。 (20)～(28) [略] 3～6 [略] (病院の分掌事務) 第4条 [略] 2～24 [略] 25 事務局の分掌事務は、次のとおり(中央病院の事務局にあつては第14号及び第16号を除き、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院の事務局にあつては第16号を除く。)とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>文書の收受、発送、集配及び整理保存</u> に関すること。 (6)～(24) [略] 26 [略]	(本庁の分課及びその分掌事務) 第2条 [略] 2 経営管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(18) [略] (19) <u>行政文書及び歴史公文書の管理</u> に関すること。 (20)～(28) [略] 3～6 [略] (病院の分掌事務) 第4条 [略] 2～24 [略] 25 事務局の分掌事務は、次のとおり(中央病院の事務局にあつては第14号及び第16号を除き、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院の事務局にあつては第16号を除く。)とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>行政文書の收受、発送及び集配</u> に関すること。 (6)～(24) [略] 26 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(医療局代決専決規程の一部改正)

第2条 医療局代決専決規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担当課長等共通専決事項) 第7条の3 本庁の担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>文書の開示の決定</u> に関すること。 (11)・(12) [略] (室長、総括課長及び担当課長等の専決事項) 第8条 経営管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 [略]	(担当課長等共通専決事項) 第7条の3 本庁の担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定</u> に関すること。 (11)・(12) [略] (室長、総括課長及び担当課長等の専決事項) 第8条 経営管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 [略]

総務担当課長専決事項

- (1) 文書及び物件の収受、配布及び発送に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) 文書事務の指導に関すること。
- (8) 保存文書の部外に対する閲覧許可に関すること。

(9) [略]
[略]

2～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号に掲げるものを除く。

(1)～(8) [略]

(9) 行政文書の開示の決定に関すること。

(10)・(11) [略]

2・3 [略]

総務担当課長専決事項

- (1) 行政文書及び歴史公文書の管理に関すること。
- (2) 物品の収受、配布及び発送に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]

(8) [略]
[略]

2～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号に掲げるものを除く。

(1)～(8) [略]

(9) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(10)・(11) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。